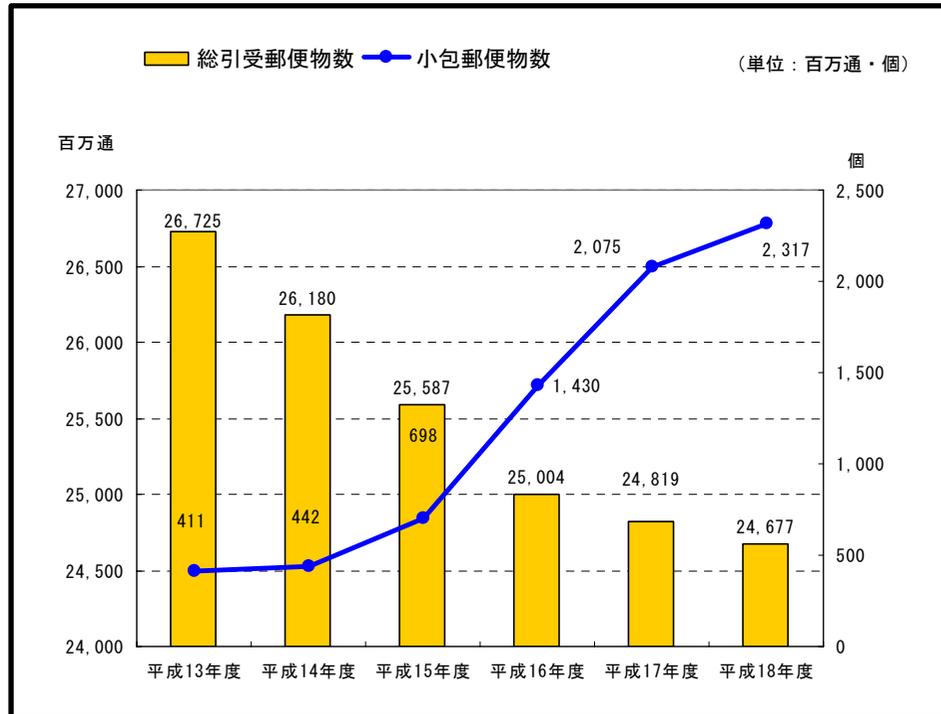


郵便事業とその個人情報保護に 係る取組の現状について

郵便事業の現状

1 郵便物数の推移



2 郵便の種類別収支(平成18年度)

(単位：億円)

種類別	営業収益	営業費用	営業利益
通常郵便物	14,246	13,987	259
第一種 (封書等)	7,764	7,097	667
第二種 (はがき等)	4,236	3,996	240
第三種 (定期刊行物)	237	443	▲ 206
第四種 (点字等)	11	29	▲ 18
特殊取扱	1,998	2,422	▲ 424
小包郵便物	3,239	3,221	18
国際郵便	817	728	89
計	18,302	17,935	366

(注) 郵便法(郵政民営化前)に基づく郵便の業務を対象としている。

郵便事業に関する主な法令上の仕組み（民営化後）

●郵便法

郵便事業の運営、郵便の利用及び取扱いに関する基本的な事項を規定

●郵便窓口業務の委託等に関する法律

郵便局株式会社への郵便窓口業務（郵便物の引受け、交付等）の委託等に関して必要な事項を規定

●郵便物運送委託法

郵便物の取集、運送及び配達を運送業者等に委託する場合に必要な事項を規定

◎郵便法施行規則

郵便法の委任を受け及び郵便法を実施するための細目的な事項を規定

○郵便約款

郵便の役務に関する提供条件について記載（郵便事業株式会社と利用者との間の契約関係を規定）

○郵便業務管理規程

郵便の業務の実施要領について記載（国が郵便事業株式会社に遵守させるべきものを規定。民営化前は「業務方法書」。）

【注】上記のほか、郵便事業株式会社の業務等について規定した郵便事業株式会社法及び同法施行規則等がある。また、国際郵便については、万国郵便条約及びその施行規則等を郵便法により国内へ適用。

郵便制度の概要（民営化後）

(1) 郵便とは

- ・郵便とは、郵便法に基づき郵便事業株式会社が行う信書及びその他の一定の物（大きさ等の制限の範囲内の物）の送達の業務。
- ・郵便事業は、郵便事業株式会社の独占（ただし、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく許可を受けた信書便事業者は、信書の送達が可能）。

(2) サービス内容

サービス提供の原則

- あまねく公平
 - なるべく安い料金
 - 検閲の禁止、秘密の確保等
- } ユニバーサルサービス

基本サービス

- 内国郵便
 - ・第一種郵便物（封書等）
 - ・第二種郵便物（はがき等）
 - ・第三種郵便物（定期刊行物）
 - ・第四種郵便物（盲人用点字等）

} 料金は事前届出制

} 料金は認可制

※大きさ等の制限あり
- 国際郵便
(通常(書状:2kg以下、点字:7kg以下等)、小包:30kg以下、EMS:30kg以下)

付加価値サービス

- 基本サービスに付加価値を伴う特殊取扱
{ 書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達、その他 }
- ※内容証明及び特別送達については郵便認証司による認証を行う。

(3) サービス水準

集配頻度

- 引受け
 - ・ポスト 週7日
 - ・窓口 週5日～7日

※ポストは各市町村内及び特別区内に満遍なく設置
郵便窓口業務は原則として郵便局株式会社に委託
- 配達
週6日 1日1回（原則）

速度

国内全域 原則として翌日～翌々日

配達地域

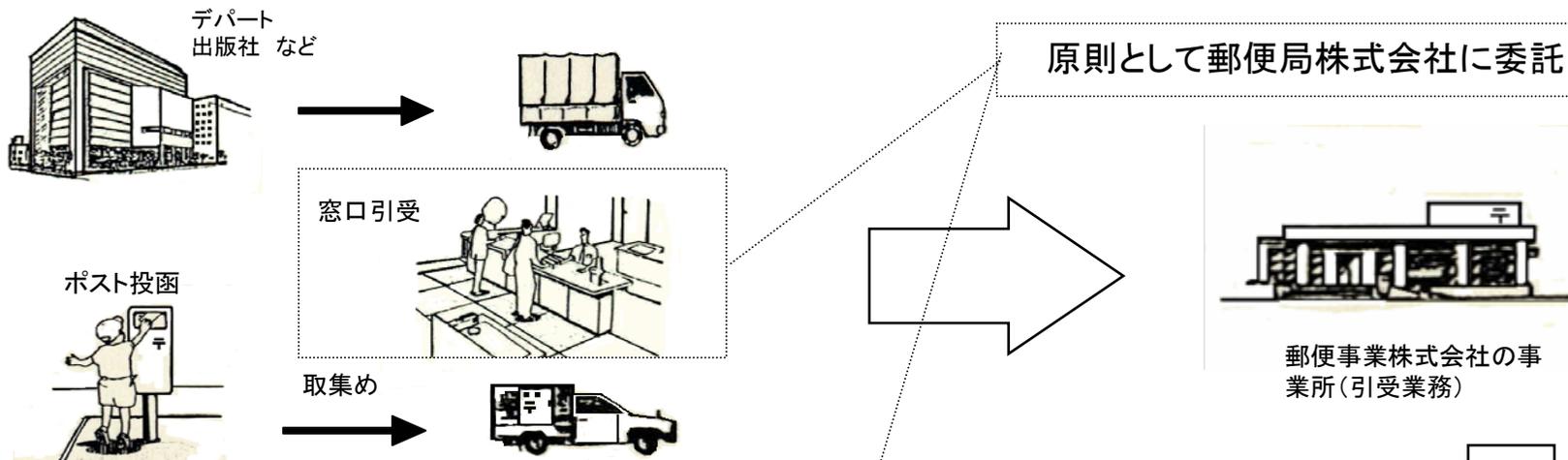
原則として全国あまねく戸別配達

料金

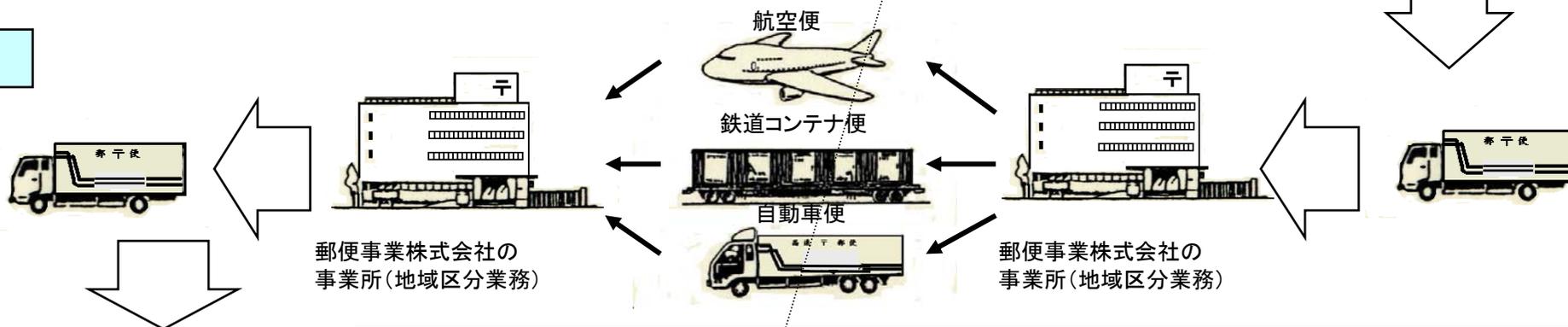
内国郵便については原則として全国均一

郵便物の流れ(民営化後)

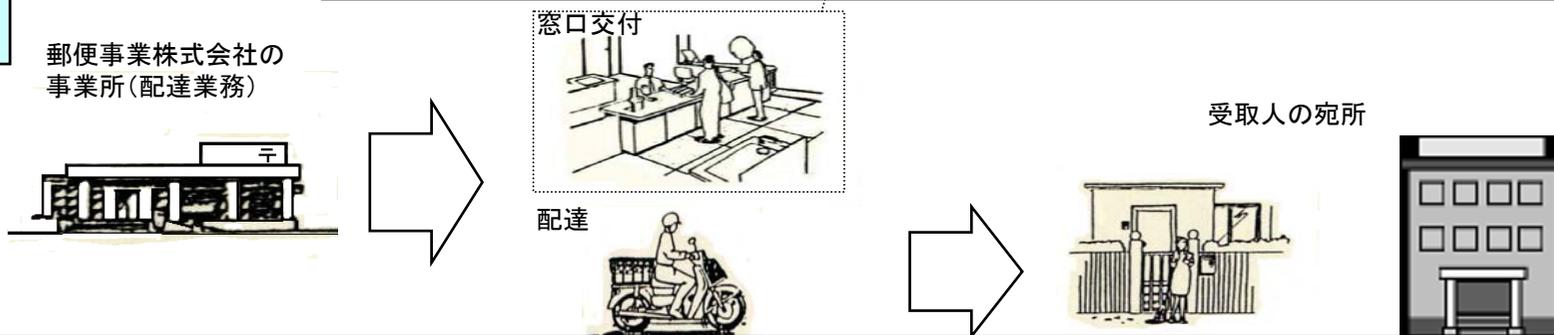
引受



運送



交付・配達



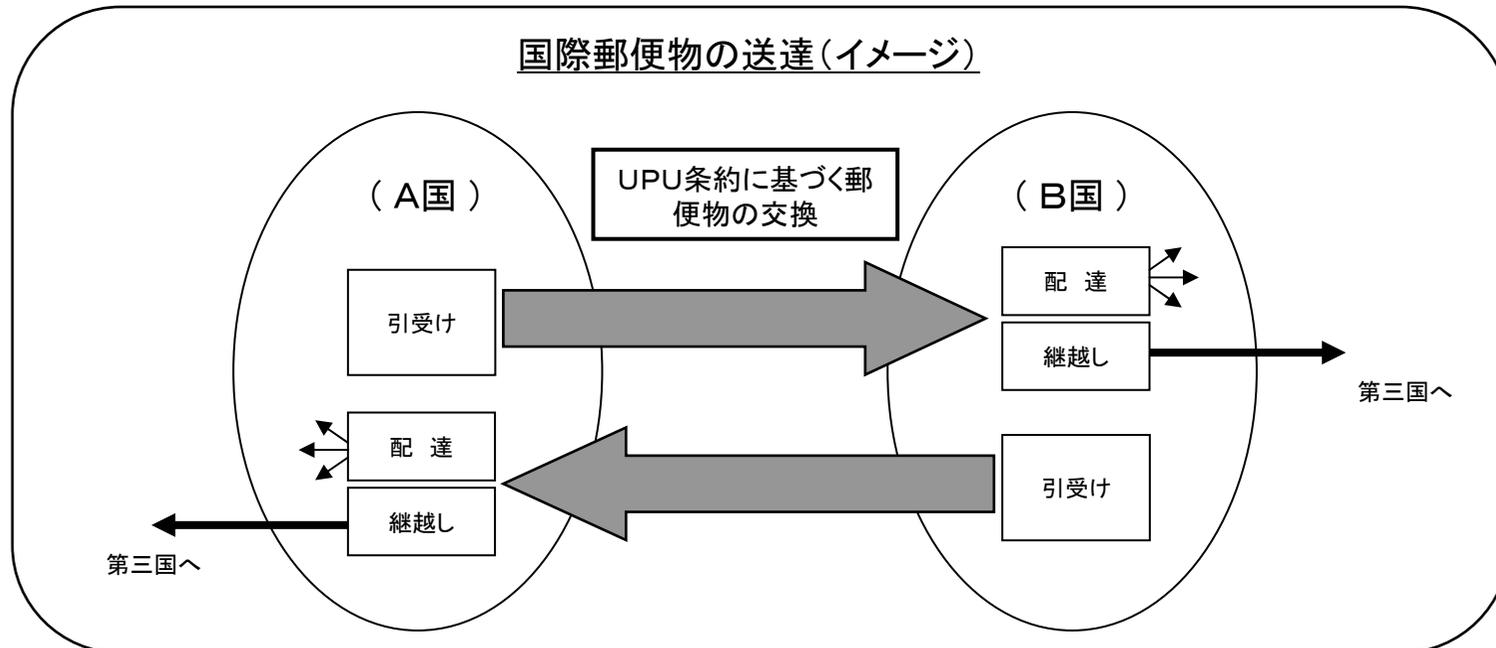
国際郵便について

国際郵便とは

国際郵便は、万国郵便連合（UPU）条約^(※)に基づき、国際間で交換されている。

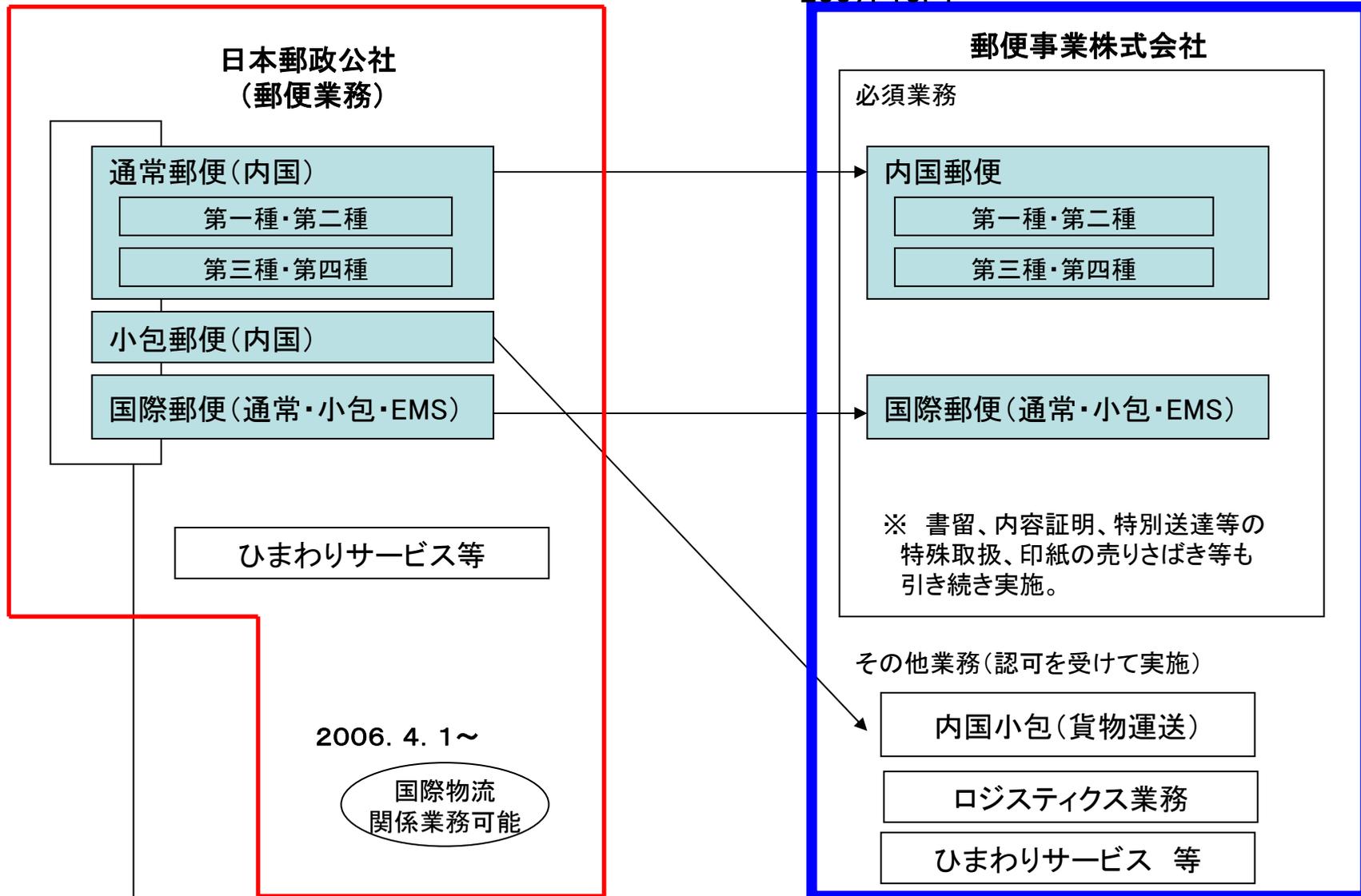
UPU条約は、名あて国との直接交換、又は第三国への継越しを保障することによって、郵便が全世界に届けられる仕組みを提供している。

※ UPUは、郵便業務の効率的運営によって諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力という目的の達成に貢献するために、1874年（明治7年）に設立された国連の専門機関（加盟：192カ国・地域）。我が国は1877年（明治10年）に加盟。
UPU条約とは、万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及びその施行規則を総称する。



民営化に伴う郵便事業運営形態の変化

2007. 10. 1~



郵便窓口業務は、原則として、郵便局株式会社に委託

郵便法(民営化後)における通信の秘密に関する主な法規制

第7条(検閲の禁止)

- ・ 郵便物の検閲の禁止

第8条(秘密の確保)

- ・ 信書の秘密の確保

第77条(郵便物を開く等の罪)

- ・ 郵便物の開披等に関する罰則
—— 3 年以下の懲役又は50万円以下の罰金

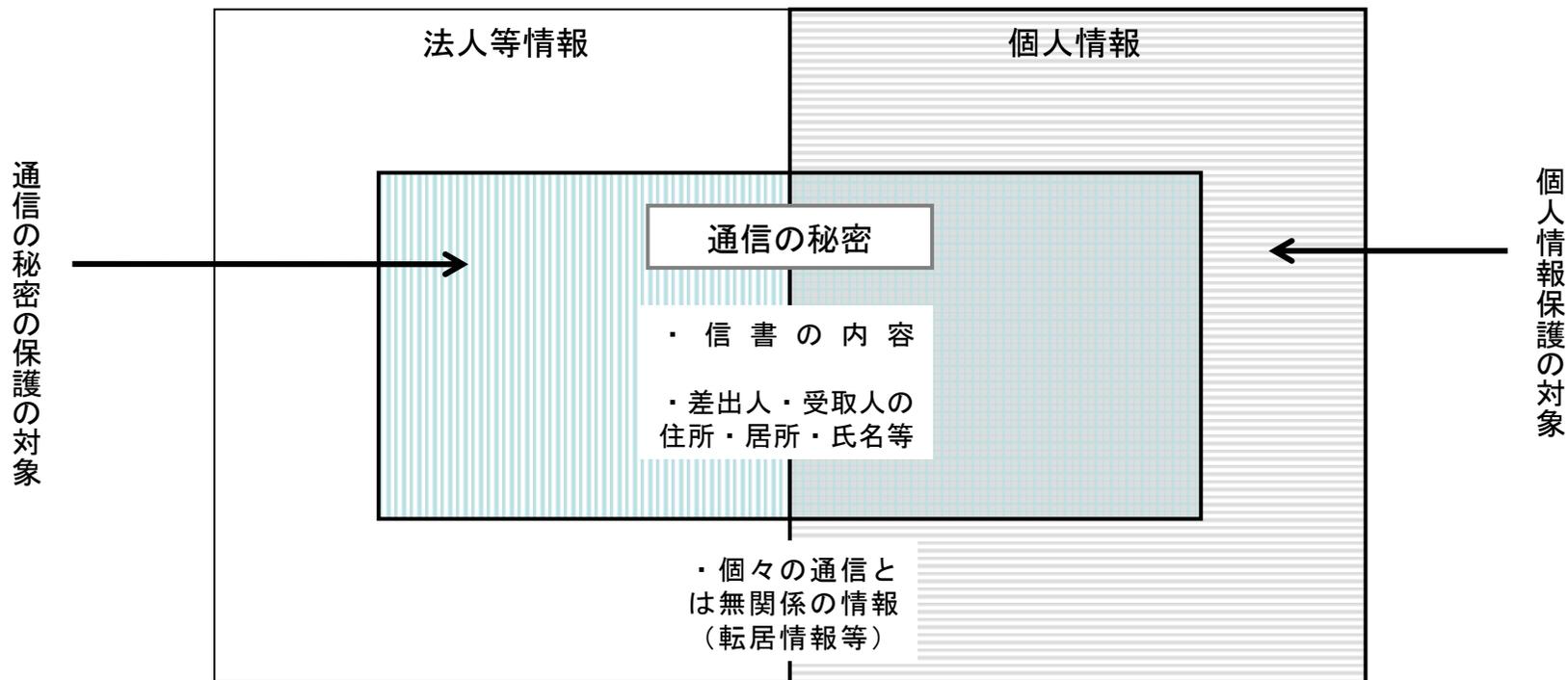
第80条(信書の秘密を侵す罪)

- ・ 信書の秘密を侵した場合の罰則
—— 2 年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(注) 信書便事業についても上記と同様の規律がある。

個人情報保護と「通信の秘密」の保護との関係 — 郵便事業の場合

郵便事業分野において取り扱う情報に関する概念の整理（イメージ）



(出典)総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平16. 8. 31総務省告示第695号)解説」を元に作成。

- 憲法上保障された「通信の秘密」を保護するため、郵便法は「信書の秘密」の確保を規定。
→ 「信書の秘密」とは、信書の内容はもとより、信書に関する一切の事項が含まれる。
- 民間事業者による信書の送達に関する法律においても、郵便事業と同様の信書の秘密の確保について規律。

郵便事業分野（民営化後）・信書便事業分野の 個人情報保護に関して留意すべき主な特徴

共通点

- 1 個人情報保護法の適用対象（現在の適用法は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」）
- 2 引き受けた郵便物・信書便物を宛所へ送達するため個人情報を保有・利用
- 3 検閲の禁止、信書の秘密の保護、郵便物・信書便物に関して知り得た他人の秘密の保護を法定
- 4 郵便業務管理規程・信書便管理規程により郵便物・信書便物の秘密を保護（総務大臣認可）

相違点

	郵便事業	信書便事業
対象事業者	郵便事業株式会社1社のみ	213社（平成18年度末現在）
個人情報の量	取扱い量が多いため大量に保有	比較的少ない
個人情報の内容	送達に関する情報の他、転居情報、 内容証明謄本等の情報も保有	送達に関する情報が中心
情報管理の単位	営業所（支店）単位	本社一括管理が中心
業務委託制度	窓口業務・運送等は委託・再委託可能	業務の委託可能（再委託は不可）

郵便事業における個人情報保護に関する規程等

現行

- ✦ 現行法では、日本郵政公社は、「業務方法書」を作成し総務大臣の認可を受けなければならない(日本郵政公社法第23条第1項)。この「業務方法書」には、郵便物の秘密の保護等のため、郵便の業務の管理、郵便物の引受け・配達等に関する事項を記載しなければならない(現行郵便法第75条の6第1項)。
- ✦ 総務大臣は、「業務方法書」が郵便物の秘密を保護するため適切なものであること等の基準に適合していると認めるときでなければ、その認可を行うことができない(同条第2項)。
- ✦ 日本郵政公社は、この「業務方法書」において、信書の秘密及び郵便物の秘密の保護、郵便の業務の作業方法等郵便物の秘密を保護するために必要な事項について「実施要領」を定めることとされている(「業務方法書」第5条)。この「実施要領」に、顧客情報の取扱いについても記載されている。
- ✦ また、日本郵政公社には、独立行政法人等個人情報保護法が適用されている。
- ✦ なお、日本郵政公社は、この「実施要領」とは別に、独自に、「個人情報の取扱いに関する基本方針(プライバシーステートメント)」、役職員が遵守すべき基本的事項を定めた「個人情報保護規程」、郵便事業に関する個人情報取扱管理等について定めた「個人情報保護・情報セキュリティ管理規程」、個人データの取扱いに係る委託を受けた場合の安全管理措置等について定めた「郵便事業における個人情報保護約款」等を策定している。

民営化後

- ✦ 民営化後の郵便事業株式会社は、郵便物の秘密の保護等のため、「郵便業務管理規程」を定め、総務大臣の認可を受けなければならない(新郵便法第70条第1項)。
 - ✦ 「郵便業務管理規程」には、郵便の業務の管理、郵便物の引受け・配達等に関する事項を記載しなければならない(同条第2項)。
 - ✦ 総務大臣は、「郵便業務管理規程」が郵便物の秘密を保護するため適切なものであること等の基準に適合していると認めるときでなければ、その認可を行うことができない(同条第3項)。
- (注)「新郵便法」とは、郵政民営化後の郵便法をいう。

郵便事業において保有する個人情報の例

個人情報データ名・書類名
配達原簿ファイル
転居情報ファイル
本人限定郵便物に係る本人確認資料の写し
郵便物配達証
特別送達に係る送達報告書写し
内容証明郵便物謄本

郵便事業における個人情報の漏えい等の例

- ・ 郵便物を配達過程で盗難・放棄等により亡失した事例

- ・ 郵便物の配達過程で世帯名等の書かれた配達地図等を紛失した事例

- ・ 郵便物の区分作業中に著名人宛の年賀状の内容を読み、それをインターネットの掲示板上で公開した事例

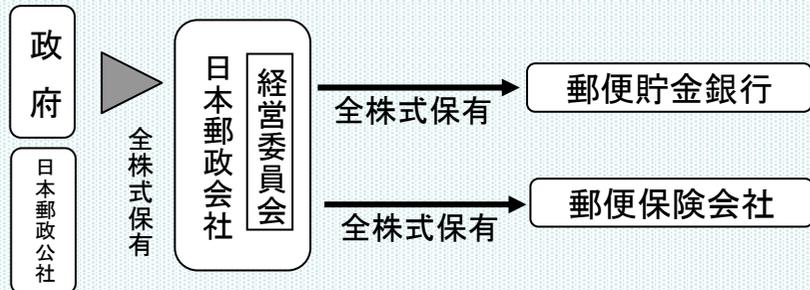
- ・ 不在持戻りの郵便物等に係る住所等の記載された紙のコピーをFAXで誤送信した事例

【参考1】郵政民営化のプロセス

◆民営化までの3つのステップ

ステップ1 郵政民営化法の公布(平成17年(2005年)10月)

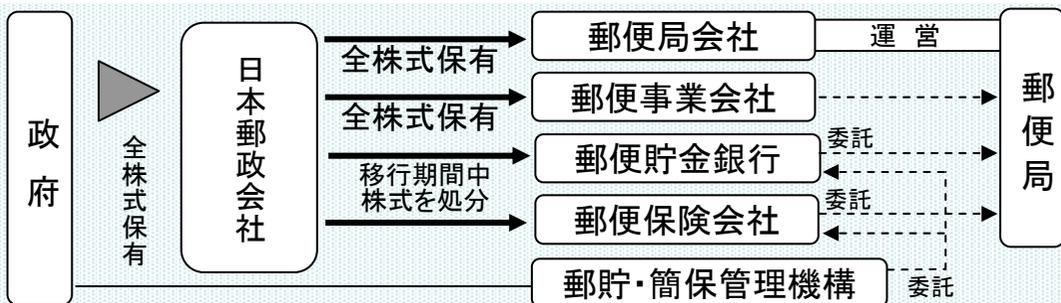
準備期



- 平成18年1月に、将来の持株会社である準備企画会社＝「日本郵政会社」を設立。
- 平成18年9月に、平成19年10月以降に銀行業務、保険業務をそれぞれ開始することとなる「郵便貯金銀行」、「郵便保険会社」を設立。

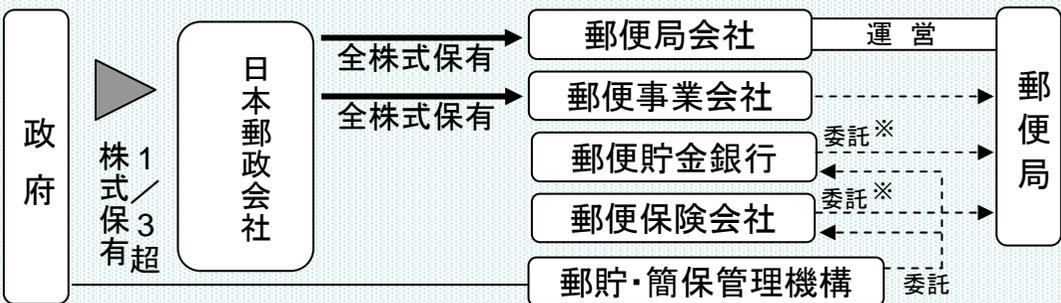
ステップ2 民営化(平成19年(2007年)10月)

移行期



- ①「郵便局会社」「郵便事業会社」を設立、②「郵便貯金銀行」に銀行業の免許、「郵便保険会社」に生命保険業の免許を付与、③民営化前の貯金・保険契約を承継する「郵貯・簡保管理機構」を設立。
- 移行期間は、経営が順調にいくよう経営の自由度を拡大する一方で、民業圧迫にならないよう、バランスをうまくとって段階的に国の関与を低減しつつ制限を緩和。

ステップ3 最終的な民営化の実現(平成29年(2017年)10月まで)



- 日本郵政会社がつ金融2社「郵便貯金銀行」、「郵便保険会社」の株式は全て処分。

※郵便局会社と郵便貯金銀行、郵便保険会社の契約に基づき、郵便局での金融サービスが提供

【参考2】 信書の概要

定義

信書とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」。

- ・「特定の受取人」：差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者
- ・「意思を表示し、又は事実を通知する」：差出人の考えや思いを表し、又は現実に関わり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること
- ・「文書」：文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物
(電磁的記録物は該当しない)

信書の例

- 書状
- 請求書の類
類例：納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書
- 会議招集通知の類
類例：結婚式等の招待状、業務を報告する文書
- 許可書の類
類例：免許証、認定書、表彰状
- 証明書の類
類例：印鑑証明、納税証明、戸籍謄本、住民票の写し
- ダイレクトメール
 - ・文書自体に受取人が記載されている文書
 - ・商品の購入等利用関係契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

非信書の例

- 書籍の類
類例：新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター
- カタログ
- 小切手の類
類例：手形、株券
- プリペイドカードの類
類例：商品券、図書券
- 乗車券の類
類例：航空券、定期券、入場券
- クレジットカードの類
類例：キャッシュカード、ローンカード
- 会員カードの類
類例：入会証、ポイントカード、マイレージカード
- ダイレクトメール
 - ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
 - ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

【参考3】個人情報保護に関する法律の制定過程

1. 背景事情

【国際】

- OECD 「プライバシー保護と個人データの国際流通に関するガイドライン[理事会勧告][OECD8原則]（昭55(1980)年）」
- EU 「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」
[EUデータ保護指令]（平成7(1995)年）」

【国内】

- 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律 [旧法] 公布（昭63(1988)年）」
- 住基ネットの導入を内容とする住民基本台帳法の一部改正（平成11(1999)年）」
 - ・ 附則第1条第2項 「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」
 - ・ 小渕内閣総理大臣答弁 民間部門も含めた個人情報保護法制を整備する意向を表明
 - ・ 与党3党合意 3年以内に民間部門も含めた個人情報保護法制の整備を図ることで合意

2. 政府部内での検討

- 高度情報通信社会推進本部
 - ・ 個人情報保護検討部会 [座長：堀部政男（中央大学教授）] 中間報告（平成11(1999)年）」
我が国の個人情報保護システムの中核となる基本原則等を確立するため、全分野を包括する基本法を制定することを報告。
- 情報通信技術（IT）戦略本部
 - ・ 個人情報保護法制化専門委員会 [座長：園部逸男（元最高裁判事）] 個人情報保護基本法制に関する大綱（平成12(2000)年10月）」
 - ・ 個人情報保護に関する基本法制の整備について [IT戦略本部決定]（平成12(2000)年10月）」
大綱を最大限尊重し、次期通常国会への提出を目指し、個人情報保護に関する基本法制の立案作業を進める。

3. 国会での審議

平成3年 第151回国会提出（継続）、第152回国会（継続）、第153回国会（継続）

平成14年 第154回国会（継続）、第155回国会（継続、廃案）

平成15年 第156回国会（一部修正したものを再提出、成立（注）。公布は平成15年5月、基本法部分は平成15年5月施行、民間事業者への適用部分は平成17年4月施行。）

（注）行政機関個人情報保護法（旧法を全面改正したもの）等の関連4法も成立。

【参考4】個人情報保護に関する法律の概要

○ 個人情報の保護に関する基本法部分

第1章 総則(第1条～第3条)

- 目的) 高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする
- 定義) 「個人情報」、「個人情報データベース」、「個人情報取扱事業者」、「個人データ」、「保有個人データ」等
- 基本理念) 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない

第2章 国及び地方公共団体の責務等(第4条～第6条)

国の責務、地方公共団体の責務、法制上の措置等

第3章 個人情報の保護に関する施策等(第7条～第14条)

個人情報の保護に関する基本方針、国の施策、地方公共団体の施策、国及び地方公共団体の協力

○ 民間事業者が取り扱う個人情報の保護に関する部分

第4章 個人情報取扱事業者の義務等(第15条～第49条)

- 1 個人情報取扱事業者の義務(第15条～第36条)
- 2 民間団体による個人情報の保護の推進(第37条～第49条)

第5章 雑則(第50条～第55条)

報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動に対する適用除外等

第6章 罰則(第56条～第59条)

個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合等における罰則

【参考5】個人情報保護に関する法律上の主な規制

1 個人情報取扱事業者の義務

(1) 個人情報について

- ・ 利用目的の特定(第15条第1項)
- ・ 利用目的の変更の制限(第15条第2項)
- ・ 利用目的による制限(第16条)
- ・ 適正な取得(第17条)
- ・ 取得に際しての利用目的の通知等(第18条)
- ・ 苦情の処理(第31条)

(2) 個人データについて

- ・ データ内容の正確性の確保(第19条)
- ・ 安全管理措置(第20条)
- ・ 従業員の監督(第21条)
- ・ 委託先の監督(第22条)
- ・ 第三者提供の制限(第23条)

(3) 保有個人データについて

- ・ 保有個人データに関する事項の公表等(第24条)
- ・ 保有個人データの開示(第25条)
- ・ 保有個人データの内容の訂正等(第26条)
- ・ 保有個人データの利用停止等(第27条)
- ・ 保有個人データについて措置をとらない場合等の理由の説明(第28条)
- ・ 保有個人データに関する開示等の手続(第29条)
- ・ 手数料(第30条)

2 その他

(1) 実効性担保の仕組み(個人情報漏えい等への対応)

- ・ 苦情の処理(第31条等)
- ・ 主務大臣の報告の徴収(第32条)
- ・ 主務大臣の助言(第33条)
- ・ 主務大臣の勧告及び命令(第34条)

(2) 認定個人情報保護団体

- ・ 認定(第37条)
- ・ 欠格事由(第38条)
- ・ 認定の基準(第39条)
- ・ 廃止の届出(第40条)
- ・ 対象事業者(第41条)
- ・ 苦情の処理(第42条)
- ・ 個人情報保護指針(第43条)
- ・ 目的外利用の禁止(第44条)
- ・ 名称の使用制限(第45条)
- ・ 主務大臣による報告の徴収(第46条)
- ・ 主務大臣による命令(第47条)
- ・ 主務大臣による認定の取消(第48条)
- ・ 主務大臣の指定等(第49条)

(3) 適用除外

- ・ 主務大臣の権限の行使の制限(第35条)
- ・ 適用除外(第50条)

【参考6】個人情報の種類と適用される義務の区分

個人情報の種類（管理形態）

個人情報（第2条第1項）

例：記入済みアンケート用紙

検索できるよう
体系的に整理

個人データ（第2条第4項）

例：委託を受けて処理しているデータ

事業者が6ヶ月を超えて保有し、開示、訂正、利用停止などの権限を有するもの

保有個人データ（第2条第5項）

例：顧客データ、自社の従業員データ

個人情報取扱事業者の義務

第15条（利用目的の特定）
第16条（利用目的による制限）
第17条（適正な取得）
第18条（取得に際しての利用目的の通知等）
第31条（苦情の処理）

第19条（データ内容の正確性の確保）
第20条（安全管理措置）
第21条（従業員の監督）
第22条（委託先の監督）
第23条（第三者提供の制限）

第24条（保有個人データに関する事項の公表等）
第25条（開示）
第26条（訂正等）
第27条（利用停止等）
第28条（保有個人データについて措置をとらない場合等の理由の説明）
第29条（保有個人データに関する開示等の手続）
第30条（手数料）

【参考7】個人情報取得・利用に際してのルール

利用目的による制限(第16条)

目的外利用にはあらかじめ本人の同意が必要

利用目的の特定(第15条)

○取得の状況から見て利用目的が明らかな場合

<取得する場合>

利用目的の通知等(第18条)

(間接取得の場合)

あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに、利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(直接取得の場合)

書面による直接取得の場合は、あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならない。

利用目的を通知公表することが適当でない場合

- ①本人又は第三者の保護
- ②事業者の権利保護
- ③公的な事務への支障

適正な取得(第17条)

<継続的に利用する場合>

保有個人データに(※)関する事項の公表等(第24条第1項)

- ①個人情報取扱事業者の氏名又は名称
 - ②全ての保有個人データの利用目的
 - ③開示・訂正・利用停止等の手続
 - ④保有個人データの取扱に関する苦情の申出先
 - ⑤認定団体の名称及び苦情の解決の申出先
- を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

※個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示等を行う権限を有し、6ヶ月以上にわたって利用するもの